

## 会 告 (III)

昭和 32 年 2 月 26 日の評議員会において日本鉄鋼協会表彰並びに事業資金規程および表彰規程が  
つぎのごとく議決せられ、3 月 1 日より施行されることになりましたので御通知申し上げます。

### 社団法人 日本鉄鋼協会表彰並びに事業資金規程

- 第 1 条 この規程は、本会の表彰並びに事業資金の運用に関し規定するものである。
- 第 2 条 本資金は、この規程施行前に本会に設けられてあつた服部博士記念資金、香村博士寄贈資金、俵博士記念資  
金、河村博士寄贈資金、故野田博士記念資金、日本鋼管株式会社寄贈資金、日本特殊鋼株式会社寄贈資金、故今  
泉博士記念資金および渡辺博士寄贈資金を統合したものである。
- 第 3 条 本資金中に寄付の申込があるときは、理事会の議決を経てこれを受取り、本資金に加えることができる。
- 第 4 条 本資金は、本会一般の資産と分ち、公債そのほか確実な債券を購入し、または確実な信託銀行に委託して保  
管する。
- 第 5 条 本資金の元本より生ずる果実は、つぎの費用に当てる。
- 1 表 彰
  - 2 毎 10 周年に行う本会記念祝賀会そのほかの記念事業
  - 3 野田文庫の整備および図書購入
  - 4 鉄鋼の学術上並びに技術上重要な事項の研究調査
  - 5 鉄鋼の学術および技術上に関する有益な試験研究者または著述者に対する援助
  - 6 そのほか本会の目的達成上有効適切と認められる事業
- 第 6 条 本資金の管理、支出そのほか一切の処理については、本会理事会の議決を経なければならない。
- 第 7 条 本資金に関する会計は、特別会計とし、毎年 1 回収支決算をなし、通常総会に報告し、かつ本会々誌に掲載  
する。
- 第 8 条 この規程の変更および廃止は、本会理事会の立案に基づき、評議員会の議決を経て行うものとする。

### 付 則

この規程は昭和 32 年 3 月 1 日から施行する。

この規程実施と同時に、服部博士記念資金取扱規則、香村博士寄贈資金取扱規則、俵博士記念資金取扱規則、河  
村博士寄贈資金取扱規則、故野田博士記念資金取扱規則、日本鋼管株式会社寄贈資金取扱規則および同細則、日本  
特殊鋼株式会社寄贈資金取扱規則並びに故今泉博士記念資金取扱規則は廃止する。

### 社団法人 日本鉄鋼協会表彰規程

- 第 1 条 本会は、鉄鋼に関する学術、技術奨励の目的をもつて、この規程により表彰を行う。
- 第 2 条 表彰のため、本会に日本鉄鋼協会賞として服部賞、香村賞、俵賞、渡辺賞、および協会賞を設ける。
- 第 3 条 服部賞は、鉄鋼に関する学術上、技術上の進歩発達に顕著な貢献をした者に授与する。
- 第 4 条 香村賞は、鉄鋼の理論または作業に関する有益な発見、発明または考案を得た者に授与する。
- 第 5 条 俵賞は本会々誌、「鉄と鋼」に掲載された前 1 か年の論文（従前より引続き掲載されたものを含む）を審査  
し、学術上、技術上最も有益な論文の寄稿者に授与する。
- 第 6 条 渡辺賞は、特殊鋼の学術上、技術上の進歩発達に顕著な貢献をした者に授与する。

第7条 協会賞は、鉄鋼に関する学術上、技術上の進歩発達に功績のあつた者に授与する。

第8条 服部賞、香村賞、俵賞および渡辺賞は、賞状および賞牌とし（副賞を添えることがある）その数は毎年それぞれ1とする。

協会賞は、賞状および賞金とし、その数は毎年6以内とする。ただし、理事会の議決を経て10まで増すことができる。

共同の研究者または作業者に授与する場合も、その賞は1とする。

第9条 受賞者は、つぎの方法により定める。

1 受賞候補者の推薦者は、本会理事、前会長、評議員、支部長、常務委員および維持会員とする。

本会編集委員は、俵賞および協会賞受賞候補者を推薦することができる。

広く内外の学、協会または専門家に委嘱して推薦を求め、参考とすることがある。

2 推薦せんとする者は、候補者の履歴書および推薦理由書を付し、書面をもつて本会々長に申し出るものとする。

3 受賞者の選考は、毎年1回表彰選考委員会で行う。

表彰選考委員会は、委員長および10名以内の委員で組織する。

委員長は、会長がこれに当り、委員は、毎年理事会で選任し会長が委嘱する。

4 表彰選考委員会は、第2項により推薦された候補者のうちから適当と認める者を選定し、決定候補者とする。

5 会長は、決定候補者につき理事会に諮り、授賞の可否を決定する。

第10条 賞の授与は、毎年通常総会において会長が行う。ただし、適当の候補者がいないときは授賞を行わず、またはかの適当な時期に授賞を行うことができる。

第11条 この規程の変更および廃止は、本会理事会の立案に基づき、評議員会の議決を経て行うものとする。

付 則

この規程は、昭和32年3月1日から施行する。